

資料2 用語・データ集

(1) 法令等根拠関連

名古屋市屋外広告物条例
●屋外広告物法に基づき、名古屋市内において屋外広告物を表示・設置する際の基準（禁止、許可、規格等）を定めるとともに、屋外広告業を営もうとする者の登録の義務等を定めたもの。本依頼書において、特記なき限り次の通り使用する。 ・法：屋外広告物法 https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000189 ・条例：名古屋市屋外広告物条例 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000010/10260/20241001_okugaikoukokubutsujourei.pdf ・規則：名古屋市屋外広告物条例施行細則 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000010/10260/20241001_okugaikoukokubutsujoureisekousaisoku.pdf ・しおり：名古屋市 屋外広告物のしおり（法、条例、規則を解説したもの） https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000010/10260/shiori_202410.pdf
都市景観形成地区等
●景観法に基づく名古屋市景観計画で定められた屋外広告物については、上乘せ規制（規格・誘導基準）がかかり、行為の届出等が必要。次の3種類がある。 ・都市景観形成地区市内（8箇所指定） https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-15-3-2-0-0-0-0-0.html ・名古屋城眺望景観保全 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000035/35467/20240401_choubou.pdf ・大規模広告物 https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-15-3-1-0-0-0-0-0.html

(2) システム関連

A 都市景観管理システム
●職員が、申請情報を入力・閲覧するシステム。収納情報や許可情報は、月1度、ホスト・データベースである「C定例処理プログラム」から、DVDによるデータ異動でコピーされ、閲覧可。手作業的に、少数の帳票（継続許可申請書、許可、納入通知書等）の作成も可能。 資料5に入力画面の情報あり。
B 手数料収納データ作成システム
●収納情報を「C定例処理プログラム」に取り込むデータを作成し月1度DVDで異動
C 定例処理プログラム
●収納情報、許可情報を作成、管理するホスト・データベース。継続許可にかかる申請書・納入通知書・許可書の帳票印刷を月2回実施。申請情報は、月1度、「A都市景観管理システム」から、DVDによるデータ異動でコピーされる。

(3) 手続き関連

緑文字は、資料3「手続きの流れ」に手続きを記載

許可申請・届出（屋外広告物の表示・設置）

● 条例に基づき、市内で屋外広告物を表示設置する際に必要な手続き

- ・ 屋外広告物の許可について

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-9-7-2-0-0-0-0-0.html>

- ・ 様式ダウンロード

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000010455.html>

【申請】

○屋外広告物 新規許可

- ・ 1,000 件/年程度
- ・ 新たに申請情報を取得（第1号様式）。「**A**都市景観管理システム」に入力し、ユニークキーとなる「台帳番号」を割り振り管理する。
- ・ 内容を審査し申請手数料を確定（広告物種類や表示面積等により個別に算出し、納入通知書を発行する。
- ・ 申請手数料が納付されたものについて、許可書を発行する。
- ・ 許可期間は3年以内（大半が3年間）

○屋外広告物 継続許可

- ・ 11,000 件/年程度（ただし R8 年度以降は、R6 年 10 月に適用した改正条例により、7,000 件/年程度に落ち着く見込み）
- ・ 許可期限を迎える数か月前に、登録されている情報を印字した「継続許可申請書（第1号様式）」と「申請手数料の納入通知書」を送付することで、通知する。
- ・ 安全点検の報告が必要なものは、安全点検報告書や写真を添えて申請
- ・ 申請が完了し、申請手数料が納付されたものについて、「**B**手数料収納データ作成システム」から「**C**定例処理プログラム」に情報が送られ、「**C**定例処理プログラム」より印刷された許可書を郵送にて送付
- ・ 取止届又は除却届が提出されるまで、継続許可を繰り返す。

○屋外広告物 変更許可

- ・ 300 件/年程度
- ・ 許可期間内に許可の内容に変更が生じる場合、申請者側からの申し出により発生
- ・ 内容を審査し申請手数料を確定（広告物種類や表示面積等により個別に算出し、納入通知書を発行する。
- ・ 申請手数料が納付されたものについて、許可書を発行する。

＜届出＞ 許可後に次の変更等が生じる場合は、内容に応じた届出が必要

○表示内容等変更 200 件/年程度

○表示・設置者、管理者変更 200 件/年程度

○取止、除却 600 件/年程度

屋外広告業登録

- 名古屋市において、屋外広告業を営もうとする者は、屋外広告業の登録が必要

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-9-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

- ・屋外広告業登録にかかる手続き（申請・届出）は、電子申請を導入済み
（運用について、システム間でのデータの連携は行っておらず、マニュアル処理）

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000167611.html>

【申請】

○屋外広告業申請（登録）

- ・ 60 件/年程度
- ・ 新たに申請情報を取得。「**A**都市景観管理システム」に入力し、ユニークキーとなる「登録番号」を割り振り、管理する。
- ・ 申請内容に不備等がなければ登録手数料（定額）の納入通知書を発行する。
- ・ 市財務会計システムにより登録手数料の納入が確認できたら、確認後、登録証等を発行する。（現在は納入通知書による手続きのみ。今後キャッシュレス決済を導入した場合も、登録証等の発行は同じ作業フローとなる見込み。）
- ・ 有効期間は 5 年

○屋外広告業申請（更新）

- ・ 100/年程度（5 年に一度、ピーク（250 件/年程度）がある。）
- ・ 有効期間の終了を迎える数か月前に、期間満了を郵送で通知している。

【届出】

- 登録事項変更 200 件/年程度
- 廃業 数件/年程度

違反広告物追放推進団体等申請

- 違反広告物の除却に自主的な協力を申し出た団体を認定し、法に定める除却権限を一定範囲で委譲するもの。

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000010458.html>

- ・ 認定数：約 30 団体
- ・ MS Access にてデータを管理しており、①屋外広告物許可や②屋外広告業登録とデータ上の関連はなく、「**A**都市景観管理システム」「**B**手数料収納データ作成システム」「**C**定例処理プログラム」とデータ連携はない。

【申請】

○認定申請

- ・ 新たに申請情報を取得。アクセスに入力
- ・ 申請内容に不備が無ければ、団体に認定書を発行、推進員（団体の構成員）に身分証明書を交付

・ 認定期間は 2 年以内

○更新申請

- ・ 認定期間の終了を迎える数か月前に、期間満了を郵送で通知している。
- ・ 更新のタイミングで、名簿に変更があることが多い。

【届出】

○変更 数件/年程度

○廃止 数件/年程度